

議案第61号

鳥取県警察手数料条例の一部改正について

次のとおり鳥取県警察手数料条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成30年2月22日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県警察手数料条例の一部を改正する条例

鳥取県警察手数料条例（平成12年鳥取県条例第38号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前

(手数料の徴収)

第2条 次の各号に掲げる事務については、申請その他の行為により当該事務をすることを求める者から、当該各号に定める額の手数料を徴収する。

(1)～(5の2) 略

(6) 風営適正化法第9条第1項の規定に基づく営業所の構造又は設備の変更の承認 1件につき9,900円

(7) 略

(8) 風営適正化法第10条の2第1項の規定に基づく特例風俗営業者の認定 1件につき13,000円 (同時に複数の風俗営業について認定を受けようとする場合の2件目以後の認定については、10,000円)

(9)～(15の4) 略

(15の5) 風営適正化法第31条の22の規定に基づく特定遊興飲食店営業の許可 (次号に掲げる許可を除く。) 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額 (同時に複数の特定遊興飲食店営業について許可を受けようとする場合の2件目以後の許可については、それぞれに定める額から8,700円を減じた額)

ア・イ 略

(手数料の徴収)

第2条 次の各号に掲げる事務については、申請その他の行為により当該事務をすることを求める者から、当該各号に定める額の手数料を徴収する。

(1)～(5の2) 略

(6) 風営適正化法第9条第1項の規定に基づく営業所の構造又は設備の変更の承認 1件につき11,000円

(7) 略

(8) 風営適正化法第10条の2第1項の規定に基づく特例風俗営業者の認定 1件につき15,000円 (同時に複数の風俗営業について認定を受けようとする場合の2件目以後の認定については、11,700円)

(9)～(15の4) 略

(15の5) 風営適正化法第31条の22の規定に基づく特定遊興飲食店営業の許可 (次号に掲げる許可を除く。) 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額 (同時に複数の特定遊興飲食店営業について許可を受けようとする場合の2件目以後の許可については、それぞれに定める額から8,000円を減じた額)

ア・イ 略

(15の6)～(15の15) 略

(16) 質屋営業法（昭和25年法律第158号）第2条第1項の規定に基づく質屋営業の許可 1件につき22,000円

(17)～(20) 略

(21) 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第59条第9項の規定に基づく核燃料物質等の運搬証明書の書換え 1件につき5,400円

(22)～(25の2) 略

(26) 銃砲刀剣類取締法第6条第1項の規定に基づく国際競技に参加するため入国する外国人の銃砲又は刀剣類の所持の許可 1件につき3,900円（同時に複数の銃砲又は刀剣類の所持の許可を受けようとする場合の2件目以後の許可については、1,800円）

(27) 銃砲刀剣類取締法第7条第2項の規定に基づく許可証の書換え又は再交付 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額

ア 略

イ 許可証の再交付に係るもの 1件につき1,900円

(28)～(31の7) 略

(15の6)～(15の15) 略

(16) 質屋営業法（昭和25年法律第158号）第2条第1項の規定に基づく質屋営業の許可 1件につき25,000円

(17)～(20) 略

(21) 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第59条第9項の規定に基づく核燃料物質等の運搬証明書の書換え 1件につき4,600円

(22)～(25の2) 略

(26) 銃砲刀剣類取締法第6条第1項の規定に基づく国際競技に参加するため入国する外国人の銃砲又は刀剣類の所持の許可 1件につき3,900円（同時に複数の銃砲又は刀剣類の所持の許可を受けようとする場合の2件目以後の許可については、1,600円）

(27) 銃砲刀剣類取締法第7条第2項の規定に基づく許可証の書換え又は再交付 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額

ア 略

イ 許可証の再交付に係るもの 1件につき2,200円

(28)～(31の7) 略

(31の8) 道路交通法第51条の13第1項の規定に基づく駐車監視員資格者証の再交付 1件につき1,800円

(32)・(33) 略

(34) 道路交通法第89条第1項の規定に基づく運転免許試験の実施 次の表の左欄に掲げる試験の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額

区分	金額
1 大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る試験	
(1) 道路交通法第97条の2第1項第1号又は第2号に該当して同項の規定の適用を受ける場合	1件につき <u>1,550円</u>
(2) 略	略
(3) 道路交通法第97条の2第1項の規定の適用を受けない場合	
ア 道路交通法第97条第1項第2号に掲げる事項について行う試験（以下「技能試験」と	1件につき <u>6,600円</u>

(31の8) 道路交通法第51条の13第1項の規定に基づく駐車監視員資格者証の再交付 1件につき2,000円

(32)・(33) 略

(34) 道路交通法第89条第1項の規定に基づく運転免許試験の実施 次の表の左欄に掲げる試験の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額

区分	金額
1 大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る試験	
(1) 道路交通法第97条の2第1項第1号又は第2号に該当して同項の規定の適用を受ける場合	1件につき <u>1,600円</u>
(2) 略	略
(3) 道路交通法第97条の2第1項の規定の適用を受けない場合	
ア 道路交通法第97条第1項第2号に掲げる事項について行う試験（以下「技能試験」と	1件につき <u>7,050円</u>

- いう。)を公安委員会
が提供する自動車を使
用して受けるとき。
イ ア以外るとき。 1件につき4,100円
- 2 普通自動車免許に係る試
験
- (1) 略 略
- (2) 道路交通法第97条の
2第1項第3号又は第5
号に該当して同項の規定
の適用を受ける場合
1件につき1,900円
- (3) 道路交通法第97条の
2第1項の規定の適用を
受けない場合
- ア 技能試験を公安委員
会が提供する自動車を
使用して受けるとき。 1件につき3,350円
- イ ア以外るとき。 1件につき2,550円
- 3 特定第1種運転免許(大
型特殊自動車免許、大型自
動二輪車免許、普通自動二
輪車免許又は牽引免許をい
う。以下同じ。)又は大型
特殊自動車第2種免許若し
くは牽引第2種免許に係る

- いう。)を公安委員会
が提供する自動車を使
用して受けるとき。
イ ア以外るとき。 1件につき4,400円
- 2 普通自動車免許に係る試
験
- (1) 略 略
- (2) 道路交通法第97条の
2第1項第3号又は第5
号に該当して同項の規定
の適用を受ける場合
1件につき1,850円
- (3) 道路交通法第97条の
2第1項の規定の適用を
受けない場合
- ア 技能試験を公安委員
会が提供する自動車を
使用して受けるとき。 1件につき3,100円
- イ ア以外るとき。 1件につき2,200円
- 3 特定第1種運転免許(大
型特殊自動車免許、大型自
動二輪車免許、普通自動二
輪車免許又は牽引免許をい
う。以下同じ。)又は大型
特殊自動車第2種免許若し
くは牽引第2種免許に係る

試験

(1)・(2) 略

略

(3) 道路交通法第97条の
2第1項の規定の適用を
受けない場合

ア 技能試験を公安委員
会が提供する自動車を
使用して受けるとき。

1件につき4,050円

イ ア以外のとき。

1件につき2,600円

4 小型特殊自動車免許又は
原動機付自転車免許に係る
試験

(1) 道路交通法第97条の
2第1項の規定の適用を
受ける場合

1件につき1,900円

(2) 略

略

5 大型自動車第2種免許、
中型自動車第2種免許又は
普通自動車第2種免許に係
る試験

(1) 道路交通法第97条の
2第1項第2号に該当し
て同項の規定の適用を受
ける場合

1件につき1,700円

(2) 略

略

試験

(1)・(2) 略

略

(3) 道路交通法第97条の
2第1項の規定の適用を
受けない場合

ア 技能試験を公安委員
会が提供する自動車を
使用して受けるとき。

1件につき4,500円

イ ア以外のとき。

1件につき2,950円

4 小型特殊自動車免許又は
原動機付自転車免許に係る
試験

(1) 道路交通法第97条の
2第1項の規定の適用を
受ける場合

1件につき1,850円

(2) 略

略

5 大型自動車第2種免許、
中型自動車第2種免許又は
普通自動車第2種免許に係
る試験

(1) 道路交通法第97条の
2第1項第2号に該当し
て同項の規定の適用を受
ける場合

1件につき1,750円

(2) 略

略

(3) 道路交通法第97条の2第1項の規定の適用を受けない場合	
ア 略	略
イ ア以外の場合。	1件につき <u>4,800円</u>
6 仮運転免許に係る試験	
(1)・(2) 略	略
(3) 道路交通法第97条の2第1項の規定の適用を受けない場合	
ア 技能試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受けるとき。	1件につき <u>4,350円</u>
イ ア以外の場合。	1件につき <u>2,900円</u>

(34の2) 道路交通法第89条第3項の規定に基づく検査 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額

ア 大型自動車仮運転免許、中型自動車仮運転免許又は準中型自動車仮運転免許を受けている者に対するもの

(ア) 公安委員会が提供する自動車を使用して受けるとき
1件につき6,400円

(イ) (ア)以外の場合 1件につき3,900円

イ 普通自動車仮運転免許を受けている者に対するもの

(3) 道路交通法第97条の2第1項の規定の適用を受けない場合	
ア 略	略
イ ア以外の場合。	1件につき <u>4,550円</u>
6 仮運転免許に係る試験	
(1)・(2) 略	略
(3) 道路交通法第97条の2第1項の規定の適用を受けない場合	
ア 技能試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受けるとき。	1件につき <u>4,400円</u>
イ ア以外の場合。	1件につき <u>2,850円</u>

(34の2) 道路交通法第89条第3項の規定に基づく検査 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額

ア 大型自動車仮運転免許、中型自動車仮運転免許又は準中型自動車仮運転免許を受けている者に対するもの

(ア) 公安委員会が提供する自動車を使用して受けるとき
1件につき6,700円

(イ) (ア)以外の場合 1件につき4,050円

イ 普通自動車仮運転免許を受けている者に対するもの

- (ア) 公安委員会が提供する自動車を使用して受けるとき
1件につき4,550円
- (イ) (ア)以外のとき 1件につき3,750円
- (35) 道路交通法第91条の規定に基づく運転することができる
自動車等の種類の限定の解除のための審査 次に掲げる区分
に応じ、それぞれに定める額
- ア 公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合 1
件につき2,850円
- イ ア以外の場合 1件につき1,400円
- (36) 道路交通法第92条第1項の規定に基づく運転免許証の交
付 次に掲げる免許証の区分に応じ、それぞれに定める額
- ア 略
- イ 仮運転免許に係る免許証 1件につき1,150円
- (37) 道路交通法第94条第2項の規定に基づく免許証の再交付
次に掲げる免許証の区分に応じ、それぞれに定める額
- ア 略
- イ 仮運転免許に係る免許証 1件につき1,150円
- (37の2) 道路交通法第97条の2第1項第3号イ又は第101条の
4第2項の規定に基づく認知機能検査の実施 1件につき750円

- (ア) 公安委員会が提供する自動車を使用して受けるとき
1件につき4,750円
- (イ) (ア)以外のとき 1件につき3,850円
- (35) 道路交通法第91条の規定に基づく運転することができる
自動車等の種類の限定の解除のための審査 次に掲げる区分
に応じ、それぞれに定める額
- ア 公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合 1
件につき3,000円
- イ ア以外の場合 1件につき1,450円
- (36) 道路交通法第92条第1項の規定に基づく運転免許証の交
付 次に掲げる免許証の区分に応じ、それぞれに定める額
- ア 略
- イ 仮運転免許に係る免許証 1件につき1,100円
- (37) 道路交通法第94条第2項の規定に基づく免許証の再交付
次に掲げる免許証の区分に応じ、それぞれに定める額
- ア 略
- イ 仮運転免許に係る免許証 1件につき1,100円
- (37の2) 道路交通法第97条の2第1項第3号イ又は第101条の
4第2項の規定に基づく認知機能検査の実施 1件につき650円

(37の3) 道路交通法第97条の2第1項第3号イ又は第101条の4第2項の規定により認知機能検査を行う者に対して行う講習であって、公安委員会が定めるものの実施 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額

ア 自動車安全運転センターが行う研修等を受けた者に対する講習 1回につき800円

イ ア以外の場合 1回につき1,400円

(38) 道路交通法第99条の2第4項の規定に基づく技能検定員資格者証の交付 1件につき1,150円

(39) 道路交通法第99条の2第4項第1号イの規定に基づく審査 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額

ア 大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係るもの 1件につき23,400円 (次の表の左欄に掲げる者である場合にあつては、その額から、同表の右欄に定める額を減じた額)

区分	金額
1・2 略	略
3 1の項及び2の項に掲げる審査細目のいずれをも免	<u>13,050円</u>

(37の3) 道路交通法第97条の2第1項第3号イ又は第101条の4第2項の規定により認知機能検査を行う者に対して行う講習であって、公安委員会が定めるものの実施 1時間につき700円

(38) 道路交通法第99条の2第4項の規定に基づく技能検定員資格者証の交付 1件につき1,100円

(39) 道路交通法第99条の2第4項第1号イの規定に基づく審査 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額

ア 大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係るもの 1件につき23,100円 (次の表の左欄に掲げる者である場合にあつては、その額から、同表の右欄に定める額を減じた額)

区分	金額
1・2 略	略
3 1の項及び2の項に掲げる審査細目のいずれをも免	<u>13,150円</u>

除される者	
4 道路交通法第108条の28 第4項に規定する教則の内容 となっている事項の審査 を免除される者（6の項に 掲げる者を除く。）	<u>2,500円</u>
5 自動車教習所に関する法 令についての知識の審査を 免除される者（6の項に掲 げる者を除く。）	<u>2,500円</u>
6 4の項及び5の項に掲げ る審査細目のいずれをも免 除される者	<u>5,500円</u>
7 技能検定の実施に関する 知識の審査を免除される者	<u>2,350円</u>
8 自動車の運転技能の評価 方法に関する知識の審査を 免除される者	<u>1,800円</u>

イ 特定第1種運転免許に係るもの 1件につき14,700円
(次の表の左欄に掲げる者である場合にあつては、その額
から、同表の右欄に定める額を減じた額)

区分	金額
----	----

除される者	
4 道路交通法第108条の28 第4項に規定する教則の内 容となっている事項の審査 を免除される者（6の項に 掲げる者を除く。）	<u>2,450円</u>
5 自動車教習所に関する法 令についての知識の審査を 免除される者（6の項に掲 げる者を除く。）	<u>2,450円</u>
6 4の項及び5の項に掲げ る審査細目のいずれをも免 除される者	<u>5,450円</u>
7 技能検定の実施に関する 知識の審査を免除される者	<u>2,000円</u>
8 自動車の運転技能の評価 方法に関する知識の審査を 免除される者	<u>1,750円</u>

イ 特定第1種運転免許に係るもの 1件につき14,500円
(次の表の左欄に掲げる者である場合にあつては、その額
から、同表の右欄に定める額を減じた額)

区分	金額
----	----

1	技能検定員として必要な自動車の運転技能の審査を免除される者（3の項に掲げる者を除く。）	<u>1,250円</u>
2・3	略	略
4	道路交通法第108条の28第4項に規定する教則の内容となっている事項の審査を免除される者（6の項に掲げる者を除く。）	<u>2,000円</u>
5	自動車教習所に関する法令についての知識の審査を免除される者（6の項に掲げる者を除く。）	<u>2,000円</u>
6	4の項及び5の項に掲げる審査細目のいずれをも免除される者	<u>4,300円</u>
7	技能検定の実施に関する知識の審査を免除される者	<u>2,650円</u>
8	略	略

ウ 普通自動車免許に係るもの 1件につき19,500円（次の表の左欄に掲げる者である場合にあつては、その額から、同表の右欄に定める額を減じた額）

1	技能検定員として必要な自動車の運転技能の審査を免除される者（3の項に掲げる者を除く。）	<u>1,300円</u>
2・3	略	略
4	道路交通法第108条の28第4項に規定する教則の内容となっている事項の審査を免除される者（6の項に掲げる者を除く。）	<u>1,950円</u>
5	自動車教習所に関する法令についての知識の審査を免除される者（6の項に掲げる者を除く。）	<u>1,950円</u>
6	4の項及び5の項に掲げる審査細目のいずれをも免除される者	<u>4,250円</u>
7	技能検定の実施に関する知識の審査を免除される者	<u>2,500円</u>
8	略	略

ウ 普通自動車免許に係るもの 1件につき19,650円（次の表の左欄に掲げる者である場合にあつては、その額から、同表の右欄に定める額を減じた額）

区分	金額
1 技能検定員として必要な自動車の運転技能の審査を免除される者（3の項に掲げる者を除く。）	<u>3,550円</u>
2・3 略	略
4 道路交通法第108条の28第4項に規定する教則の内容となっている事項の審査を免除される者（6の項に掲げる者を除く。）	<u>2,000円</u>
5 自動車教習所に関する法令についての知識の審査を免除される者（6の項に掲げる者を除く。）	<u>2,000円</u>
6 4の項及び5の項に掲げる審査細目のいずれをも免除される者	<u>4,300円</u>
7 技能検定の実施に関する知識の審査を免除される者	<u>1,900円</u>
8 自動車の運転技能の評価方法に関する知識の審査を免除される者	<u>2,050円</u>

エ 大型自動車第2種免許、中型自動車第2種免許又は普通

区分	金額
1 技能検定員として必要な自動車の運転技能の審査を免除される者（3の項に掲げる者を除く。）	<u>3,600円</u>
2・3 略	略
4 道路交通法第108条の28第4項に規定する教則の内容となっている事項の審査を免除される者（6の項に掲げる者を除く。）	<u>1,950円</u>
5 自動車教習所に関する法令についての知識の審査を免除される者（6の項に掲げる者を除く。）	<u>1,950円</u>
6 4の項及び5の項に掲げる審査細目のいずれをも免除される者	<u>4,250円</u>
7 技能検定の実施に関する知識の審査を免除される者	<u>1,950円</u>
8 自動車の運転技能の評価方法に関する知識の審査を免除される者	<u>2,100円</u>

エ 大型自動車第2種免許、中型自動車第2種免許又は普通

自動車第2種免許に係るもので、これらの免許に対応する第1種運転免許に係る技能検定員資格者証の交付を受けている者に対するもの 1件につき21,500円（次の表の左欄に掲げる者である場合にあっては、その額から、同表の右欄に定める額を減じた額）

区分	金額
1・2 略	略
3 1の項及び2の項に掲げる審査細目のいずれをも免除される者	<u>14,550円</u>
4・5 略	略

- (40) 道路交通法第99条の3第4項の規定に基づく教習指導員資格者証の交付 1件につき1,150円
- (41) 道路交通法第99条の3第4項第1号イの規定に基づく審査 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額
- ア 大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係るもの 1件につき14,550円（次の表の左欄に掲げる者である場合にあっては、その額から、同表の右欄に定める額を減じた額）

自動車第2種免許に係るもので、これらの免許に対応する第1種運転免許に係る技能検定員資格者証の交付を受けている者に対するもの 1件につき21,700円（次の表の左欄に掲げる者である場合にあっては、その額から、同表の右欄に定める額を減じた額）

区分	金額
1・2 略	略
3 1の項及び2の項に掲げる審査細目のいずれをも免除される者	<u>14,750円</u>
4・5 略	略

- (40) 道路交通法第99条の3第4項の規定に基づく教習指導員資格者証の交付 1件につき1,100円
- (41) 道路交通法第99条の3第4項第1号イの規定に基づく審査 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額
- ア 大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係るもの 1件につき14,600円（次の表の左欄に掲げる者である場合にあっては、その額から、同表の右欄に定める額を減じた額）

区分	金額
1 略	略
2 技能教習に必要な教習の技能の審査を免除される者（3の項に掲げる者を除く。）	<u>1,400円</u>
3 1の項及び2の項に掲げる審査細目のいずれをも免除される者	<u>7,800円</u>
4 学科教習に必要な教習の技能の審査を免除される者	<u>1,300円</u>
5 道路交通法第108条の28第4項に規定する教則の内容となっている事項その他自動車の運転に関する知識の審査を免除される者（7の項に掲げる者を除く。）	<u>1,600円</u>
6 自動車教習所に関する法令についての知識の審査を免除される者（7の項に掲げる者を除く。）	<u>1,600円</u>
7 略	略
8 教習指導員として必要な教育についての知識の審査	<u>1,500円</u>

区分	金額
1 略	略
2 技能教習に必要な教習の技能の審査を免除される者（3の項に掲げる者を除く。）	<u>1,350円</u>
3 1の項及び2の項に掲げる審査細目のいずれをも免除される者	<u>7,850円</u>
4 学科教習に必要な教習の技能の審査を免除される者	<u>1,250円</u>
5 道路交通法第108条の28第4項に規定する教則の内容となっている事項その他自動車の運転に関する知識の審査を免除される者（7の項に掲げる者を除く。）	<u>1,550円</u>
6 自動車教習所に関する法令についての知識の審査を免除される者（7の項に掲げる者を除く。）	<u>1,550円</u>
7 略	略
8 教習指導員として必要な教育についての知識の審査	<u>1,400円</u>

を免除される者

イ 特定第1種運転免許に係るもの 1件につき9,650円（次の表の左欄に掲げる者である場合にあつては、その額から、同表の右欄に定める額を減じた額）

区分	金額
1 教習指導員として必要な自動車の運転技能の審査を免除される者（3の項に掲げる者を除く。）	<u>1,250円</u>
2 技能教習に必要な教習の技能の審査を免除される者（3の項に掲げる者を除く。）	<u>1,350円</u>
3 略	略
4 学科教習に必要な教習の技能の審査を免除される者	<u>1,250円</u>
5・6 略	略
7 5の項及び6の項に掲げる審査細目のいずれをも免除される者	<u>2,750円</u>
8 教習指導員として必要な教育についての知識の審査	<u>1,250円</u>

を免除される者

イ 特定第1種運転免許に係るもの 1件につき9,400円（次の表の左欄に掲げる者である場合にあつては、その額から、同表の右欄に定める額を減じた額）

区分	金額
1 教習指導員として必要な自動車の運転技能の審査を免除される者（3の項に掲げる者を除く。）	<u>1,300円</u>
2 技能教習に必要な教習の技能の審査を免除される者（3の項に掲げる者を除く。）	<u>1,300円</u>
3 略	略
4 学科教習に必要な教習の技能の審査を免除される者	<u>1,100円</u>
5・6 略	略
7 5の項及び6の項に掲げる審査細目のいずれをも免除される者	<u>2,700円</u>
8 教習指導員として必要な教育についての知識の審査	<u>1,200円</u>

を免除される者

ウ 普通自動車免許に係るもの 1件につき11,850円（次の表の左欄に掲げる者である場合にあっては、その額から、同表の右欄に定める額を減じた額）

区分	金額
1 教習指導員として必要な自動車の運転技能の審査を免除される者（3の項に掲げる者を除く。）	<u>3,550円</u>
2 技能教習に必要な教習の技能の審査を免除される者（3の項に掲げる者を除く。）	<u>1,300円</u>
3 略	略
4 学科教習に必要な教習の技能の審査を免除される者	<u>1,250円</u>
5・6 略	略
7 5の項及び6の項に掲げる審査細目のいずれをも免除される者	<u>2,850円</u>
8 略	略

を免除される者

ウ 普通自動車免許に係るもの 1件につき11,800円（次の表の左欄に掲げる者である場合にあっては、その額から、同表の右欄に定める額を減じた額）

区分	金額
1 教習指導員として必要な自動車の運転技能の審査を免除される者（3の項に掲げる者を除く。）	<u>3,600円</u>
2 技能教習に必要な教習の技能の審査を免除される者（3の項に掲げる者を除く。）	<u>1,250円</u>
3 略	略
4 学科教習に必要な教習の技能の審査を免除される者	<u>1,200円</u>
5・6 略	略
7 5の項及び6の項に掲げる審査細目のいずれをも免除される者	<u>2,800円</u>
8 略	略

エ 大型自動車第2種免許、中型自動車第2種免許又は普通自動車第2種免許に係るもので、これらの免許に対応する第1種運転免許に係る教習指導員資格者証の交付を受けている者に対するもの 1件につき12,450円（次の表の左欄に掲げる者である場合にあっては、その額から、同表の右欄に定める額を減じた額）

区分	金額
1・2 略	略
3 1の項及び2の項に掲げる審査細目のいずれをも免除される者	<u>9,150円</u>
4 略	略

(42) 道路交通法第100条の2第1項の規定に基づく再試験の実施 次の表の左欄に掲げる再試験の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額

区分	金額
1 準中型自動車免許に係る再試験 (1) 道路交通法第100条	1件につき <u>4,400円</u>

エ 大型自動車第2種免許、中型自動車第2種免許又は普通自動車第2種免許に係るもので、これらの免許に対応する第1種運転免許に係る教習指導員資格者証の交付を受けている者に対するもの 1件につき12,750円（次の表の左欄に掲げる者である場合にあっては、その額から、同表の右欄に定める額を減じた額）

区分	金額
1・2 略	略
3 1の項及び2の項に掲げる審査細目のいずれをも免除される者	<u>9,450円</u>
4 略	略

(42) 道路交通法第100条の2第1項の規定に基づく再試験の実施 次の表の左欄に掲げる再試験の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額

区分	金額
1 準中型自動車免許に係る再試験 (1) 道路交通法第100条	1件につき <u>4,650円</u>

の2第2項に規定する準中型自動車の運転について必要な技能について行う試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受けるとき。

(2) (1)以外るとき。 1件につき1,900円

2 普通自動車免許に係る再試験

(1) 道路交通法第100条の2第2項に規定する普通自動車の運転について必要な技能について行う試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受けるとき。 1件につき2,550円

(2) (1)以外るとき。 1件につき1,750円

3 大型自動二輪車免許又は普通自動二輪車免許に係る再試験

(1) 道路交通法第100条の2第2項に規定する大型自動二輪車又は普通自動二輪車の運転について必要な技能について行う試験を公安委員会が提供

1件につき3,100円

の2第2項に規定する準中型自動車の運転について必要な技能について行う試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受けるとき。

(2) (1)以外るとき。 1件につき2,000円

2 普通自動車免許に係る再試験

(1) 道路交通法第100条の2第2項に規定する普通自動車の運転について必要な技能について行う試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受けるとき。 1件につき2,850円

(2) (1)以外るとき。 1件につき1,950円

3 大型自動二輪車免許又は普通自動二輪車免許に係る再試験

(1) 道路交通法第100条の2第2項に規定する大型自動二輪車又は普通自動二輪車の運転について必要な技能について行う試験を公安委員会が提供

1件につき3,300円

する自動車を使用して受けるとき。	
(2) (1)以外のとき。	1件につき <u>1,650円</u>
4 原動機付自転車免許に係る再試験	1件につき <u>1,000円</u>

(43) 道路交通法第101条第1項又は第101条の2第1項の規定に基づく免許証の有効期間の更新 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額

ア 道路交通法第101条の2の2第1項の規定の適用を受ける場合 1件につき2,550円

イ ア以外の場合 1件につき2,500円

(43の2) 略

(43の3) 道路交通法第104条の4第6項の規定に基づく運転経歴証明書の交付 1件につき1,100円

(43の4) 道路交通法第104条の4第6項の規定により交付された運転経歴証明書の再交付 1件につき1,100円

(44) 道路交通法第107条の7第1項の規定に基づく国外運転免許証の交付 1件につき2,350円

(45) 道路交通法第108条の2第1項の規定に基づく講習の実施

する自動車を使用して受けるとき。	
(2) (1)以外のとき。	1件につき <u>1,750円</u>
4 原動機付自転車免許に係る再試験	1件につき <u>1,050円</u>

(43) 道路交通法第101条第1項又は第101条の2第1項の規定に基づく免許証の有効期間の更新 1件につき2,500円

(43の2) 略

(43の3) 道路交通法第104条の4第6項の規定に基づく運転経歴証明書の交付 1件につき1,000円

(43の4) 道路交通法第104条の4第6項の規定により交付された運転経歴証明書の再交付 1件につき1,000円

(44) 道路交通法第107条の7第1項の規定に基づく国外運転免許証の交付 1件につき2,400円

(45) 道路交通法第108条の2第1項の規定に基づく講習の実施

次の表の左欄に掲げる講習の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額

区分	金額
1・2 略	略
3 道路交通法第108条の2第1項第3号に掲げる講習	1時間につき <u>1,950円</u>
4 道路交通法第108条の2第1項第4号に掲げる講習 (1) 大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係るもの(準中型自動車免許に係るものにあつては、普通自動車免許を受けている者に対するものに限る。)	1時間につき <u>4,450円</u>
(2) 準中型自動車免許に係るもの(普通自動車免許を受けている者に対するものを除く。)	1時間につき <u>3,500円</u>
(3) 普通自動車免許に係るもの	1時間につき <u>2,800円</u>
5 道路交通法第108条の2第1項第5号に掲げる講習	

次の表の左欄に掲げる講習の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額

区分	金額
1・2 略	略
3 道路交通法第108条の2第1項第3号に掲げる講習	1時間につき <u>2,100円</u>
4 道路交通法第108条の2第1項第4号に掲げる講習 (1) 大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係るもの(準中型自動車免許に係るものにあつては、普通自動車免許を受けている者に対するものに限る。)	1時間につき <u>4,100円</u>
(2) 準中型自動車免許に係るもの(普通自動車免許を受けている者に対するものを除く。)	1時間につき <u>3,400円</u>
(3) 普通自動車免許に係るもの	1時間につき <u>2,450円</u>
5 道路交通法第108条の2第1項第5号に掲げる講習	

(1) 大型自動二輪車免許に係るもの	1時間につき <u>4,150円</u>
(2) 略	略
6 道路交通法第108条の2第1項第6号に掲げる講習	1時間につき <u>1,500円</u>
7 略	略
8 道路交通法第108条の2第1項第8号に掲げる講習	1時間につき <u>1,400円</u>
9 道路交通法第108条の2第1項第9号に掲げる講習	1時間につき <u>750円</u>
10 道路交通法第108条の2第1項第10号に掲げる講習	
(1)～(4) 略	略
(5) 原動機付自転車免許に係るもの	1時間につき <u>2,450円</u>
11 略	略
12 道路交通法第108条の2第1項第12号に掲げる講習 (同法第97条の2第1項第3号イ、第101条の4第2項又は第101条の7第4項の規定により認知機能検査の結果に基づいて行うものを除く。)	
(1) 小型特殊自動車免許以外の第1種運転免許又	1件につき <u>5,100円</u>

(1) 大型自動二輪車免許に係るもの	1時間につき <u>4,100円</u>
(2) 略	略
6 道路交通法第108条の2第1項第6号に掲げる講習	1時間につき <u>1,400円</u>
7 略	略
8 道路交通法第108条の2第1項第8号に掲げる講習	1時間につき <u>1,300円</u>
9 道路交通法第108条の2第1項第9号に掲げる講習	1時間につき <u>650円</u>
10 道路交通法第108条の2第1項第10号に掲げる講習	
(1)～(4) 略	略
(5) 原動機付自転車免許に係るもの	1時間につき <u>2,400円</u>
11 略	略
12 道路交通法第108条の2第1項第12号に掲げる講習 (同法第97条の2第1項第3号イ、第101条の4第2項又は第101条の7第4項の規定により認知機能検査の結果に基づいて行うものを除く。)	
(1) 小型特殊自動車免許以外の第1種運転免許又	1件につき <u>4,650円</u>

は第2種運転免許を受けている者に対するもの	
(2) 小型特殊自動車免許のみを受けている者に対するもの	1件につき <u>2,250円</u>
13 道路交通法第108条の2第1項第12号に掲げる講習(同法第97条の2第1項第3号イ又は第101条の4第2項の規定により認知機能検査の結果に基づいて行うものに限る。)	
(1) 小型特殊自動車免許以外の第1種運転免許又は第2種運転免許を受けている者に対するもの	
ア 個人指導を含むもの	1件につき <u>7,950円</u>
イ ア以外のもの	1件につき <u>5,100円</u>
(2) 小型特殊自動車免許のみを受けている者に対するもの	
ア 個人指導を含むもの	1件につき <u>4,450円</u>
イ ア以外のもの	1件につき <u>2,250円</u>
14 道路交通法第108条の2第1項第12号に掲げる講習(同法第101条の7第4項	

は第2種運転免許を受けている者に対するもの	
(2) 小型特殊自動車免許のみを受けている者に対するもの	1件につき <u>2,000円</u>
13 道路交通法第108条の2第1項第12号に掲げる講習(同法第97条の2第1項第3号イ又は第101条の4第2項の規定により認知機能検査の結果に基づいて行うものに限る。)	
(1) 小型特殊自動車免許以外の第1種運転免許又は第2種運転免許を受けている者に対するもの	
ア 個人指導を含むもの	1件につき <u>7,550円</u>
イ ア以外のもの	1件につき <u>4,650円</u>
(2) 小型特殊自動車免許のみを受けている者に対するもの	
ア 個人指導を含むもの	1件につき <u>4,300円</u>
イ ア以外のもの	1件につき <u>2,000円</u>
14 道路交通法第108条の2第1項第12号に掲げる講習(同法第101条の7第4項	

の規定により認知機能検査の結果に基づいて行うものに限る。)

(1) 小型特殊自動車免許以外の第1種運転免許又は第2種運転免許を受けている者に対するもの 1件につき5,800円

(2) 小型特殊自動車免許のみを受けている者に対するもの 1件につき2,350円

15 道路交通法第108条の2第1項第13号に掲げる講習

(1) 略 略

(2) (1)以外のもの 1件につき12,500円

16 道路交通法第108条の2第1項第14号に掲げる講習 1時間につき2,000円

の規定により認知機能検査の結果に基づいて行うものに限る。)

(1) 小型特殊自動車免許以外の第1種運転免許又は第2種運転免許を受けている者に対するもの 1件につき5,650円

(2) 小型特殊自動車免許のみを受けている者に対するもの 1件につき2,400円

15 道路交通法第108条の2第1項第13号に掲げる講習

(1) 略 略

(2) (1)以外のもの 1件につき13,200円

16 道路交通法第108条の2第1項第14号に掲げる講習 1時間につき1,900円

17 道路交通法第108条の2第2項に規定する講習

(1) 加齢に伴って生ずる 1回につき2,650円

身体機能の低下が自動車等の運転に影響を及ぼしていると認められるかどうかの確認及びその結果に基づく指導を行うものであって、公安委員会が定めるもの

--	--

(2) <u>道路交通法施行令第37条の6の2第1号に規定する国家公安委員会規則で定める基準に適合するもの</u>	<u>1時間につき1,500円</u>
---	---------------------

(45の2) 道路交通法第108条の2第2項の規定に基づく講習の実施 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額

ア 加齢に伴って生ずる身体の機能の低下が自動車等の運転に影響を及ぼしていると認められるかどうかの確認及びその結果に基づく指導を行うものであって、公安委員会が定めるもの 1回につき2,650円

イ 道路交通法施行令第37条の6の2第1号に規定する国家公安委員会規則で定める基準に適合するものであって、公安委員会が定めるもの 1回につき1,800円

(46)～(55) 略

(56) 警備業法第22条第5項（同法第42条第3項において準用する場合を含む。）の規定に基づく警備員指導教育責任者資格者証又は機械警備業務管理者資格者証の書換え 1件につき1,800円

(46)～(55) 略

(56) 警備業法第22条第5項（同法第42条第3項において準用する場合を含む。）の規定に基づく警備員指導教育責任者資格者証又は機械警備業務管理者資格者証の書換え 1件につき2,000円

(57)～(60) 略

(60の2) 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第4条の規定に基づく自動車運転代行業の認定 1件につき12,000円

(60の3) 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第5条第5項の規定に基づく認定証の再交付 1件につき1,700円

(60の4)～(63の2) 略

(64) 火薬類取締法（昭和25年法律第149号）第19条第1項の規定に基づく運搬証明書の交付 1件につき2,100円

(65)～(68) 略

(69) 探偵業の業務の適正化に関する法律（平成18年法律第60号。以下「探偵業法」という。）第4条第3項の規定に基づく書面の交付 次に掲げる書面の区分に応じ、それぞれに定める額

ア 略

イ 探偵業法第4条第2項の規定による届出があったことを証する書面 1件につき1,600円

(70) 探偵業法第4条第3項の規定に基づく届出があったことを証する書面の再交付 1件につき1,100円

(57)～(60) 略

(60の2) 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第4条の規定に基づく自動車運転代行業の認定 1件につき13,000円

(60の3) 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第5条第5項の規定に基づく認定証の再交付 1件につき1,900円

(60の4)～(63の2) 略

(64) 火薬類取締法（昭和25年法律第149号）第19条第1項の規定に基づく運搬証明書の交付 1件につき2,400円

(65)～(68) 略

(69) 探偵業の業務の適正化に関する法律（平成18年法律第60号。以下「探偵業法」という。）第4条第3項の規定に基づく書面の交付 次に掲げる書面の区分に応じ、それぞれに定める額

ア 略

イ 探偵業法第4条第2項の規定による届出があったことを証する書面 1件につき1,500円

(70) 探偵業法第4条第3項の規定に基づく届出があったことを証する書面の再交付 1件につき1,000円

2 略

2 略

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。